

近世期一関東農村における

共有地分割についての一考察

——貞享・寛保間に見られる分割方法の変化をめぐって——

神 立 春 樹

はじめに

- 一 堤外地分割・所持に関する史料の検討
 - (一) 貞享三年(一六六〇)の「入置申証文之事」
 - (二) 元文六年(一七五二)の「乍恐書付を以御願申上候事」
 - (三) 寛保三年(一七五三)の『流作場検地野帳』
- 二 堤外地分割・所持状況の変遷
- 三 堤外地分割基準変化の内容
 - (一) 小農民構成の検討
 - (二) 分割基準変化の内容―結びにかえて

はじめに

この小論は、旧武蔵国葛飾郡上吉羽村における、貞享・寛保間の堤外地（流作場）の分割・所持状況の検討およびその変遷過程にみられる問題点の吟味を内容とするものである。通常耕地とは異なる所持関係即ち共有関係のもとにあるこの堤外地の分割・所持状況の検討は、当該の時期の小農民構成、あるいは村落構造の問題につらなるものであり、この小論もこの視点からなされるのであるが、この点との関連で近世史研究動向にふれておきたい。

その歴史的 성격についての見解の差異にもかかわらず、太閤検地をはじめとする近世初頭の検地が、小農民創出^(一)、自立設定策であり、寛文・延宝期にほぼその完成をみたということが、共通の理解となっており、この期に確立した小農制を起点とするその後の小農民の動向をめぐる問題が、ことに元禄期の農村の繁栄・小農民の発展をめぐる問題が、近世史研究のうえでのひとつの論点となっているといえるであろう。この小論は、このような近世史研究上の特定の論点の直接的検討を意図するものではないが、以下にみる共有関係にある堤外地の分割・所持をめぐる一連の動きが、貞享・寛文間という近世史研究上の重要な一時期にわたるということに、近世史研究動向にみられる論点への接近を見出しつつ、以下この個別事例の追求を試みようとするものである。

まずここでこの小論で検討する対象村を概観すると、上吉羽村は現在の埼玉県北葛飾郡幸手町上吉羽であり、日光街道幸手宿に隣接し、江戸へ陸路一二里に位置する集落である。北に背接する権現堂川は寛永一八年に利根川水系の治水対策の一環として開鑿をみたが、それに先立つ天正四年の同川の堤防（権現堂堤）^(二)の築堤により、同村および周辺一帯の開発が大きく進展したものと思われる。

同村の開発は権現堂堤に接する地点からはじまり、ここにまず小集落本村が生まれ、以後一ツ谷、信木新田、小七新田、轡瀬新田^(三)がつつぎつつぎに開発され、ここに五株（小集落）からなる上吉羽村が成立した。当初幕府直轄領であっ

第1表 上吉羽村の構成 (石高・面積延享10年, 家数明治3年)

	石 高	面 積	(参考) 家数	備 考
御料所 上吉羽村	489 3 9 9	石斗升合 58町2反1畝 3歩 田18 6 3. 25 畑39 5 7. 8	68	直轄領延享3年より 小堀知行所
内わけ(株)	本 村	113 8 4 9	17	} 本村組→本村三ヶ村
	信 木	53 7 2 6	8	
	小 七	136 5 5 9	20	} 新田組
	轡 瀬	185 2 6 5	23	
山高知行所上吉羽村 一ツ谷	65 2 5 0	10町4反8畝21歩 田2 9 8. 1 畑7 5 0. 20	12	直轄領後関宿藩領 (山高知行所)となる 〔元禄以前〕
合 計	554 6 4 9	68町6反9畝24歩 田21 6 1. 16 畑47 0 7. 20	80	

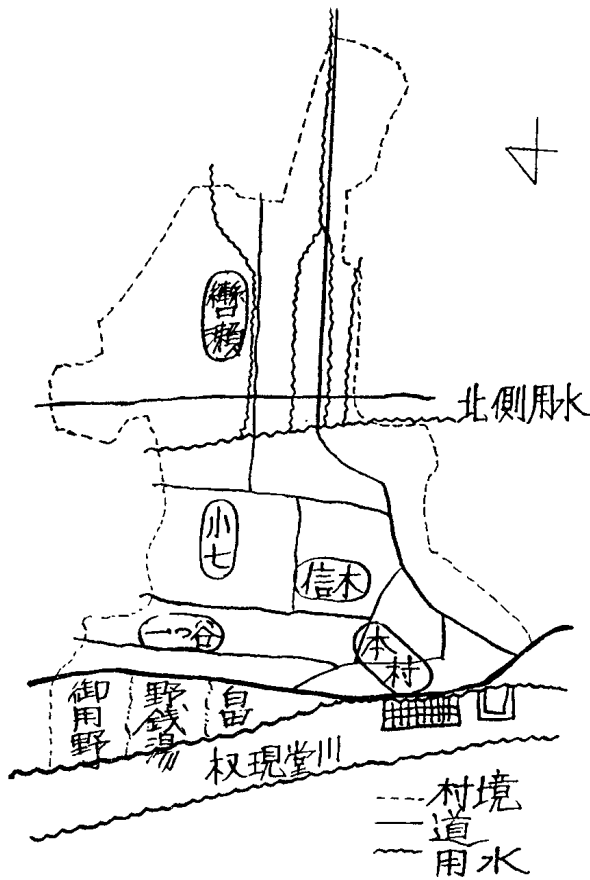
註 ①延享4年「御検見御宿諸入目ニ付書上」「山高佐太夫知行所上吉羽村書上」
明治3年「宗門帳」より作成。

第2表 堤外地(流作場)の変遷

	流 作 場	1ノ位	2ノ位	3ノ位	4ノ位
貞享3年(1686)	町 反 畝 歩 10 4 5 28	(御立野 930セ10ブ	野銭場 115セ18ブ)	
寛保3年(1743)	9 0 6 21	145セ21ブ	59セ6ブ	471セ21ブ	231セ3ブ
宝暦6年(1756)	11 7 9 4	(立野 420セ17ブ	野銭場 509セ7ブ	出洩 249セ10ブ)	
明和1年(1764) 延享1年(1774)	9 0 6 21	145セ21	59セ6ブ	471セ21ブ	231セ3ブ
天明6年(1789)	11 6 6 0
文政12年(1829) 天保14年(1843)	7 4 0 5	145セ21ブ	59セ6ブ	471セ21ブ	64セ17ブ
明治12年(1879)	16 1 2 12				

註 ①貞享3年にはまだ流作場となっていない。
②貞享3年「入置申証文之事」 寛保3年(第3表と同一史料)宝暦6年「流作場反別書上帳」
明和1年「反高流作場開発御吟味ニ付書上」 延享4年「流作場御年貢勘定帳」
文政12年(第4表(1)と同一史料) 天保14年「兎増流作場反別書上帳」
明治12年(第4表(2)と同一史料)
なお天明6年は天保14年と同一史料より作成。

第1図 上吉羽村図



- 註 ① 享保6年の村絵図による。
 ② 堤外の野銭場、御用野は後年の絵図によると流作場となっている。

たが、一ツ谷が関宿藩領（山高佐太夫知行所）となり、また他の四株分は延享三年小堀上佐守知行所となって、維新时期にいたったのである（第一表）。この開発の時期を異にする五つの小集落からなる上吉羽村において、第二表に示す地積を占める堤外地の分割・所持の問題が存在したのである。

ここで本小論の直接的対象である同村の堤外地をみておこう。第一図は享保六年の村絵図であるが、同年の堤外は島と野銭場・御用野からなっている。前者は高入畑であって通常耕地としての地目設定をうけ、通常の個人所持形態となっているが、後者は後に反高流作場として開発される、村有地としての特異な所持制度のもとにある地所であり、ここがこの小論の直接的対象である。「拾七年以前元文五申年堀江荒四郎様御掛ニ而流作場ニ成」（第二表引用

宝曆六年の文書）ったとするこの堤外地は「御検地（寛保三年と推定）以前不残開発仕末開発之地所無御座矣」（同じく明和元年の文書）ということに示されるように、すでに耕地としての利用がみられていたであろう。

一、堤外地分割・所持に関する史料の検討

この小論は、貞享三年から寛保三年にいたる期間の堤外地の分割・所持をめぐる動向の検討を内容とするが、ここで依

扱する若干の史料を吟味しておこう。

(一) 貞享三年(一六八六)の「入置申證文之事」

堤外地分割・所持に関する最初の史料は、貞享三年の「入置申證文之事」である。その全文はつぎの通りである。

入置申證文之事

- 一 当村御殿野之儀今度百姓へ被仰付矣段御用萱野之儀ハ耆反ニ付五尺繩俵三駄六朱付ニ御遺被遊相残ル反歩
ニ者耆反ニ付永百七拾文代ニ野錢御年貢上納申筈ニ被仰付口其意奉存候年々勘定仕リ可申候事
- 一 百姓中間割合之儀ハ野錢場一町耆反五畝八歩之所者如斯とし貴殿所持被成御用萱野九町三反拾歩之内式町歩
貴殿所持可被成候相残ル七町三反拾歩之所ハ三町六反五畝五歩本村分信木新田并ニ関宿領本村三ヶ村にて所持
仕筈ニ相定申矣残三町六反五畝五歩ハ小七新田くつわせ両新田ニ而所持仕筈ニ相定申上□□□御田地ニ被仰付
矣共新本割合此外申分無御座矣右三ヶ村本村中間割合之儀ハ面々百姓持来リ候田地高にて割合申候勿論右割合
之儀者本村分小百姓談合之上にて相究申上ハ向後新田地ニ罷成ル共此割合之外申分無御座矣事
- 一 此野ニ付入目錢之儀前々る田地高にて出し申上矣今後何程入目錢加わ里申矣共如斯相定申上ハ少しも申分無
御座為後日仍而如件

貞享三年寅ノ三月 日

上吉羽村

甚 兵 衛 ⑩

(ほか十四名連名各 ⑩)

関宿領上吉羽村

久 兵 衛 ⑩

(ほか八名連名各 ⑩)

清兵衛殿

本文書の第一項はこの堤外地にかかる年貢について、第三項は諸費用の負担方法についてそれぞれ記述しているが、この堤外地の分割方法を規定する第二項が中心的部分といえる。一町一反五畝八歩の野錢場と九町三反一〇歩の御用萱野からなる合計一〇町四反五畝一八歩の堤外地は、つぎのように分割される。

①まず帳元名主清先衛に三町一反五畝八歩が分与される（野錢場の全部と御用萱野のうちの二町歩）。②御用萱野の残り七町三反一〇歩が二等分され組分けされる。一方が「本村分信木新田并ニ関宿領本村三ヶ村」即ち本村・信木・一ツ谷の三株（後の史料でいう本村組）分、他の一方が「小七くつわせ両新田」即ち小七・轡瀬の二株（同じく新田組）分とされる。③組分けされた組持分は、本村組の場合、組内百姓の所持石高に応じて分割され、個人所持分が決定される（「右三ヶ村本村仲間割合之儀ハ面々百姓持来リ候田地高ニテ割合申候」）。④なおここには記されていないが、後年の寛保元年の『萱野流作場并出刈割合帳』には「流作場割合ニ付闔取」として十組の闔組が記載されているが、個人所持地の決定は闔引きによつたであろう。

この分割方法は、まず帳元名主清兵衛の帳元名主としての身分的特権に対する大巾の分与を認め、残りを組分けした後、所持石高にもつづいて百姓の所持分を決定するという方法であるが、ここにはいくつかの問題点がある。その第一は、この分割方法での個人所持分の決定が帳元名家の身分的特権と一般百姓の所持石高という二つの基準にもつづいていることである。後者、即ち所持石高が近世農民構成の基本的指標であるのに対して、前者、即ち帳元名家の身分的特権は村開発の経緯、近世小農民創出過程において生み出され、引きつがれた、いわば前時代的性格・内容をもつものといえるのであり、両者は本来は矛盾・相対立するものであるといえよう。このように矛盾・相対立する二つの分割基準を内包することが、この分割方法の第一の特徴であり、問題点であるといえるであろう。この二つ

の分割基準間の関係（共存・対抗）は小百姓の自立・発展度に規定されて異ったあらわれ方をみせるといえる。

その第二は、一般小百姓の所持分を決定するに先立つ組分けにはらまれている問題である。同村の五つの小集落を本村組・新田組にわけ、堤外地を二等分して本村組分、新田組分をきめているが、第一表にみるように本村組は約二三一・八石、新田組は約三二一・八石というように、その石高に大きな差異があるために、両組の石高当り堤外地面積および、両組の同一石高所持者の堤外地所持面積に差異が生ずるのである。新田組百姓が堤外地所持において、本村組百姓より小さい地積しか配分されず、したがって一段低い扱いをうけているのであるが、これは村成立の経緯にもとづく本村組と新田組の格差であるといえるのである。そして本村・新田間の堤外地配分上に見られる格差は、新田村の開発・発展に伴い、解決されるべき問題点として表面化せざるを得ないものといえるであろう。

このように、この貞享三年の村規約は、帳元名主家の身分的特権と小百姓の所持石高という矛盾する二つの分割基準と小百姓間に見られる本村・新田間の格差をはらんでいるのであり、このような基本的・副次的二つの矛盾を内包する分割方法を内容としていたといえるのである。

(二) 元文六年（一七四一）の「乍恐書付を以御願申上候事」

元文五年にこの堤外地は流作場となったが、小百姓の発展、あるいは新田百姓の発展に伴い、先にみた貞享三年の村規約に規定されていた分割方法における矛盾は、漸次表面化せざるを得なくなったものと思われる。元文六年の一文書がその一端を示している。

乍恐書付を以御願申上候事

一 権現堂川通り上吉羽村かや御立野并名主百姓所持仕候野銭場出洩共ニ去ル申年流作場村請ニ被仰付候ニ付地代金内割之儀本村新田名主百姓寄合相談之通仲間割合仕申年分之地代金御上納仕候所ニ同村小七くつわせ両

新田之者共此度申候者出洩之^ニ御立野与ハ別段ニ候間本村両新田ニ而半分つつ割り取り可申与是を申候此^ニ美ハ出洩地代金私方^ニ茂御上納仕候所ニ名主甚兵衛方へハ割合申間敷候杯と大勢ニ而私を可すめ我儘斗り申候乍恐地代金御上納仕候金高ニ而割合致候様ニ被仰付被下候様奉願上候事

一 去申年流作場御改之節同村両新田之者共申候ハ加や御立野儀唯今迄御野守役相勤候格敷トハ流作場ニ被仰付候上ハ格別之^ニ美^ニ矣間地所割合之^ニ美ハ百姓共斗リニ而割取り申候付両新田江私申候様ハ右御立野之儀ハ名主百姓所持仕候野錢場之反歩ニ而御野守役を割合本村ニ而三分老小七くつわせニ而三分老名主甚兵衛三分の一ツツ相勤来リ候間其縁を以割合可然由申上候其上先規相究置証文ホも有之矣間右所持仕候野錢場之反歩之割合致候様ニと申候得共両新田之者共得心不仕是非共本村新田ニ而半分ツツ地所割合可申と申是を御役人様迄申上候依之黒沢儀助様御意被成候ハ野守役相勤来リ候證拠ホ有之候ハハ指出候様ニと被仰付貞享三寅年両新田并本村^ノ私先祖清兵衛方へ取り置候證文指上ケ申候得ハ證文之通り御立野反高九町三反拾歩之内式町分之割を以名主甚兵衛方へ相渡シ残反歩本新ニ而半分ツツ割合候様こと被仰付レ右貞享三寅年迄ハ取り置候證文ニハ御立野反高九町三反拾歩有之候得共其以後本村両新田百姓共申候様ハ名主清兵衛ニハ野錢場所持拙者共方ニ者野錢場一切無御座而御野守役斗り相勤候^何口口迷惑^(ムシ)ニ奉存矣ハハ百姓共へ茂御野守役組野錢場被下候様ニと御公儀様江奉願上反高九町三反拾歩之内三町歩本村新田ニ而半分ツツ割取り申候得ハ残六町三反拾歩ニ罷成り申候内ニ而式町分請取可證文通りニ御座候得共御役人様之被仰渡殊ニ御公儀へ御苦勞申上候儀如何と乍恐奉致候故其通り相守申候所ニ去ル七月中茂両新田ニ而申候ハ御立野小前割合之儀百姓斗リニ而割取名主甚兵衛方へハ割合申間敷と両新田之者共大勢ニ而徒党仕私押かすめ其上地代金上納日限延引ニ及申候又々此度茂出洩割合百姓斗リニて割取可申と我儘を申小前割指滞り申候事

一 御立野儀貞享三寅年本村両新田を取置矣證文ニハ反高九町三反拾歩有之候内三町歩百姓野錢場ニ願請所持仕候得ハ残り六町三反拾歩ニ罷成り候所段々川欠等ニ而減少仕其後元禄八亥年酒井河内守様御檢地ニ而四町七反八畝廿四歩之御水帳面ニ御座矣其節野守共御願申上矣ハ名主百姓所持仕候野錢場反歩江割懸ケ御野守役前々々相勤来り候間御立野町歩之儀モ右之野錢場反歩ニ割合申御書付被下矣様ニ奉願上口御水帳面ニ茂野錢場反歩ニ応シ三ツ割ニ御書分ケ被下矣間何とそ御水帳之通り地割致候様ニ被為仰付被下様ニ奉願上矣出洩之羨モ御立野之地先ニ有之矣得ハ前々川欠ニ成り候所唯今出洩ニ罷成り候間野錢場之反別を以地面割合高下無之様ニ右両新田之者共御召出シ被為仰付被下候得ハ此上名主惣百姓出入も無之難有奉存候委細之儀ハ御尋之節口上ニ可申上候以上

元文六年丙ノ二月

この文書は、第一項に流作場中の出洩をめぐる帳元名主と新田組百姓の対立を、第二項に同じく御立野（御萱野）をめぐるの両者の対立を記し、第三項にその一当事者である帳元名主による解決策の提案という、三つの項目からなる文書であり、帳元名主甚兵衛より提出されたものである。

まず、先にみた貞享三年以後の堤外地については第二項でふれている。貞享三年にはこの堤外地は野錢場と御立野とにわかれ、野錢場はすべて帳元名主の所持にかかっていたのであったが、野守役を負担しながら野錢場を分与されていない百姓達の要求によって、御立野のうち三町歩を百姓所持分の野錢場とし、これを本村・新田の両組で等分して所持するようになった。その後御立野の一部が川欠けとなって、元禄八年の記載では四町七反八畝二四歩となったという（川欠け減少分は一町五反一畝一六歩と推計できる）。この川欠け部分のあとに出来た出洩（もし川欠け御立野がすべて復元したとすれば、それは一町五反一畝一六歩である）をどのように分割するか、特に帳元名主の取分を

めぐっての両者の対立が第一項の内容であり、さらに立野そのものの分割をめぐる両者の対立が第二項の内容なのである。

第一の出刈の分割については、(イ)新田組百姓―出刈は御立野とはちがうので帳元名主へは分与しないで、両組(百姓)のみで半分ずつ割取ろう。(ロ)帳元名主―出刈地代金を分担しており、地代上納金の割合をもって分割してほしい、というのが両者の主張である。第二項ではさらにこの御立野そのものの分割をめぐる意見の対立がみられるが、(イ)新田組百姓―この御立野は流作場となったからには、これまで御野守役を勤めてきた「格敷」とは別であり、したがって百姓達だけで分割したい。(ロ)帳元名主―御立野の野守役は名主・百姓の所持野銭場の反別をもとにして本村三分の一、小七・巒瀬三分の一、帳元名主三分の一ずつ勤めてきたのであって、この野守役負担の割合をもって分割したい、というのがその両者の主張である。第三項は以上をうけて、野銭場反歩を基礎にした野守役の割合をもつて御立野を分割してほしい、出刈はかつての御立野の一部分であるから、この御立野の分割方法が決まればおのずと解決するのであり、このような分割方法を百姓達に納得させていたきたいという帳元名主の要請・提案がなされているのである。

このように、この一件文書は、野銭場所持を基準とする野守役の分担額に応じての自己の所持分を主張する帳元名主と(野銭場そのものが特権的に分与されていたことに注意)、流作場となったうちは従来の野守役の負担という「格敷」は認めがたく、すべてを本村・新田両組の百姓で割取ろう(その基準は所持石高であろう)という新田組百姓との顕著な対抗関係につらぬかれているのであり、その中心的争点は、帳元名家の身分的特権を、流作場分割・所持のひとつの基準として認めるかどうかであるといえるのである。そしてこの両者間の対立・紛争はとりもなおさず、貞享三年の村規約に規定された分割方法の内包する二つの分割基準間の矛盾の顕著な表面化そのものにほかなら

ないといえるのである。そしてまたこの帳元名主家の身分的特権を否定し、百姓の所持石高を唯一の分割基準としよ
うとする小百姓一般の要求が、ほかではなく、先ほどの村規約において格差をつけられていた新田組百姓によって提
起されているということに注目したのである。

(三) 寛保三年(一七四三)の『流作場検地野帳』

元文六年の流作場分割・所持をめぐる帳元名主と新田組百姓との対立・紛争を内容とする一件を経た寛保三年の本
文書は、流作場の所持状況を示してくれる。それを整理したのが第三表である。

まずその所持形態は大きくわけて三つある。第一は個人所持地でこれは全体の七二・五%を占めている。第二は組
持・株持地で二〇・四%を占め、第三の複数人以上のいわば記名共同所持ともいべき形態の占める七・一%とあわ
せると、共同所持地は二七・五%とかなり大きい比率を占めているのである。

ここに存在している組持・株持地は村落共同関係をたんに表現するものではあるとはいえず、それは概して劣等
な土地であり(四ノ位が多い)、その耕地としての不安定さ、粗悪さがこれら耕地をなお個人所持地として分割せし
めず、各組・各株での共同所持地として存続せしめているものと推定され得る。一筆あたりの面積は個人所持地の一
三倍とはるかに大きく、個人所持地への分割のひとつの条件はあるといえるであろう。ともあれ全体の二〇・五%の
組持・株持はかなりのおおきさであり、その後は共同所持地が殆んどなくなっている(第四表)のと比較するとき、こ
の存在が大きな特徴となっているといえるであろう。

第三の記名共同所持については、各株を中心とする記名共同所持と推定されるケースのように組持・株持地の個人
分割所持化の一経過形態を示すとも考えられるものと、それとやや性格を異にし、特殊な社会的関係に基礎を置いて
いるともいえるもの(例えば二ノ位一反一畝一五歩という、面積も広く、耕地条件も特に劣悪ともいえない地所を、

第3表 流作場所持状況 (寛保3年)

(1) 形態別

	面 積						筆 数	1筆平均面積
	1ノ位	2ノ位	3ノ位	4ノ位	合計	比率		
個人所持	セブ 143.0	セブ 64.9	セブ 394.1	セブ 48.12	セブ 649.22	% 72.5	筆 291	セブ 2.7
村有(組持株持)	—	—	16.24	166.6	183.0	20.4	5	36.18
記名共有	—	21.6	—	42.14	63.20	7.1	26	2.1
合計	セブ 143.0	85.15	410.25	257.2	896.12	100.0	322	2.23

(2) 個人所持地所持状況

	人数	面 積					1人当り平均面積	筆 数	1筆平均面積
		1ノ位	2ノ位	3ノ位	4ノ位	合計			
1町以上	1人	セブ 43.24	セブ —	セブ 103.24	セブ 12.3	セブ 159.21	セブ 159.21	筆 17	セブ 9.1
4反以上	1	23.27	—	13.27	4.9	42.3	42.3	10	4.6
2反以上	2	—	23.27	22.24	0.21	47.12	23.21	15	3.5
1反以上	14	23.12	13.3	119.3	27.7	182.24	13.2	82	2.7
0.5反以上	21	37.12	15.9	88.15	4.3	145.9	6.28	88	1.19
0.5反未満	23	14.15	12.0	45.28	—	72.13	3.4	79	0.27
合計	62	143.0	64.9	294.1	48.12	649.22	10.14	291	2.7

註 ① 村有には1反9歩の番外地(4ノ位—2筆)を含む。

② 本史料奥書には合計9町6畝21歩とあり、これに番外地を加えると9町1反7畝となり、本表の8町9反6畝12歩との間に若干の差異がある。

③ 寛保3年「権現堂川通武蔵国葛飾郡上吉羽村流作場検地野帳」より作成。

第4表 流作場所持状況 (文政12年・明治12年)

	(1) 文政12年(1829年)						(2) 明治12年(1877年)							
	所持者数	面積			1人当り平均面積			所持者数	面積			1人当り平均面積		
	人	反	セ	ブ	反	セ	ブ	人	反	セ	ブ	反	セ	ブ
1町以上	3	36	0.	1	12	0.	0	3	101	2.	13	33	7.	14
5反以上	1	7	3.	21	7	3.	21	3	19	0.	29	6	3.	19
3反以上	1	3	1.	12	3	1.	12	4	14	4.	25	3	6.	6
2反以上	4	9	1.	15	2	2.	26	4	10	3.	19	2	5.	29
1反以上	4	5	7.	12	1	4.	10	7	11	1.	25	1	5.	29
0.5反以上	2	1	5.	15		7.	22	5	3	5.	7		7.	1
0.1反以上	7	1	9.	5		2.	22	9	2	2.	9		2.	11
0.1反未満	5		3.	24		3.	5	1		0.	29		0.	29
合計	27	65	2.	15	2	4.	5	36	162	2.	6	4	5.	1
共有	—		7.	18		—	—	—		4.	20		—	—
総計	—	66	0.	3		—	—	—	162	6.	26		—	—

註 ① 本史料奥書では、流作場面積は7町4反5歩(文政12年)、16町1反2畝1歩(明治12年)となっており、その集計結果(本表)との間に若干の差異がある。

② 文政12年「反高流作場御改小前帳」、明治12年「反別割合元帳」より作成。

治右衛門・半兵衛の兩人で所持している)とがあるが、いずれにしてもこの記名共同所持地の存在もこの時期の特徴のひとつであるといえるであろう。

第三表(二)は第一形態である個人所持地を整理したものである。合計約六町五反の個人所持地は二九一筆に細分化され、一筆あたり二畝七歩となっている。この細分化は不安定で劣悪な堤外地を危険度肥沃度を考慮して所持地を分散せしめる必要から生じたのであろう。

最大層は一町五反九畝で、以下四反層一人、二反層二人となるが、他はいずれも二反以下層と小さく、全体で一人あたり平均四・七筆、一反一四歩となっている。この個人所持状況は貞享三年の文書の記載および後年の文政一二年の史料から得られる所有状況(第四表)と比較すると、いくつか

の特徴点があきらかとなる。文政一二年には所持者数二七人であり、所持者数が著しく少なくなっているが、この寛保三年には多数の分割所持参与者のあることが第一の特徴である。第二は寛保三年の一人あたり平均面積は一反四歩と小さいが、文政一二年には二反四畝五歩と約二倍の大きさとなっている。第三に唯一の一町以上層を除くと、他は零細所持者であったが、文政一二年には一町以上層が三人となっており、所持面積の大きい者がいく人かあらわれている。即ち、以上によって文政一二年には堤外流作場は一部の少数者へのかんりの集中をみせているといえるのに対して、寛保三年には多数の村民による分割所持が行われているといえるであろう。

ここで個人所持状況にみられるもうひとつの特徴を指摘しておこう。それは最大層一町五反九畝層である。これは帳元名主家であるが、この大きさは他から隔絶したものであるとはいえず、同家の貞享三年の堤外地の所持面積が三町一反五畝八歩であったのと比較するとき、そこに大きな減少がみられたことを知り得るのであり、この間の帳元名主家の所持分の大きな減少を特徴として指摘し得るのである。同家は所持耕地面積ないし石高においてつねに上位ではあったが最上位ではなく、したがって当初の堤外地の大きさは所持石高に対して分与されたものではなく、またその後の減少も所持石高分に対する分与分の減少の結果ではない。同家の身分的特権に対する分与分が大きく減少した結果によることに注意しておきたい。

二 堤外地分割・所持状況の変遷

前節において、貞享三年から寛保三年にいたる期間の、堤外地分割・所持に関する若干の史料を検討したが、ここで以上を通じてそこにみられた変遷について整理しておこう。

その到達した寛保三年の流作場所持状況を前後のそれと比較しつつ検討すると、第一に、共同所持地が二七・五%

第5表 帳元名主家の所持分の変化

	流作場面積				内				訳				名主・百姓 割合	備考		
	町	反	セ	ブ	町	反	セ	ブ	町	反	セ	ブ			出	洩
貞享三年 {合名百計主姓	10	4	5.28		1	1	5.18		9	3	0.10				100.0%	
	3	1	5.18		1	1	5.18		2	0	0.0				30.2	
	7	3	0.10				0		7	3	0.10				69.8	
元禄八年 {合名百計主姓	8	9	4.12		4	1	5.18		4	7	0.24				100%	
		?	?		1	1	5.18			?					?	
		?			3	0	0.0			?					?	
元文六年 {合名主計主姓 案案案案	10	4	5.28		4	1	5.18		4	7	8.24	151.	16		100.0%	出洩を 15反1 セ16ブ として 算出
	3	2	5.21		1	1	5.18		1	5	9.18	50.	15		31.1	
	7	2	0.7		3	0	0.0		3	1	9.6	101.	1		68.9	
	1	1	5.18		1	1	5.18				0				11.1	
寛保三年 {合名百計主姓 共共有	9	3	0.10		3	0	0.0		4	7	8.24	151.	16		88.9	
	8	9	6.12												100.0%	
	1	5	9.21												17.8	
	4	9	0.1												54.8	
文政十二年 {合名百計主姓 共共有	2	4	6.20												27.4	
	6	5	2.15												100.0%	
	1	3	0.17												20.0	
	5	1	4.10												78.6	
		7.18													1.4	

註 ① 貞享3年「入置申証文之事」、元文6年「乍恐書付を以御願申上候事」(元禄8年もこれによる) 寛保3年(第3表と同一史料)、文政12年(第4表(1)と同一史料)より作成。

とかなり大きな比率を占めていること、第二に、小面積ずつではあるが多数の村民の分割所持への参加があったこと、第三に、この年の帳元名主の所持分は小百姓の所持分よりはるかに大きいのが、貞享三年の同家の所持分とくらべると大きく減少していること、などを特徴として指摘し得るのである。

この帳元名主家の所持分の変化を示す第五表によると、貞享三年から寛保三年にいたる期間に、その所持面積は絶対数において半減しているが、その全体中に占める比率も三〇・二%から一七・八%へと大巾に減少しているのである。この間の元文六年には帳元名主の取分をめぐって、全体の三

- 一・一%を要求する帳元名主と、それを一
- 一・一%に押えようとする新田組百姓との

抗争を経ているのであって、帳元名主家の

取分の大巾の減少は、帳元名主に対する小百姓の対抗によって生み出されたものといえるのである。寛保三年の所持状況はこの元文の文書に表現されている小百姓の要求が、ほぼ実現したことを示しているといえるのである。そしてこの帳元名主家の取分の減少は、貞享三年の堤外地分割方法そのものが大きく変更されたことを示しているといえるであろう。帳元名主家の身分的特権と小百姓の所持石高という二つの分割基準にもとづく分割方法は、後者をほぼ唯一の基準とするそれへと変化したといえるのである。寛保三年の堤外地の所持状況は、かくてこの時期に、小百姓の所持石高を唯一の基準とする堤外流作場の分割・所持が実現したことを示しているといえるのである。

ところで、ここで実現した小百姓の所持石高を基準としての堤外地の分割方法における小百姓とは、当時の複雑な小農民構成のどこに位置し、いかなる内容をもつ小農民であるのだろうか。先にみた堤外地の分割方法にみられた変化は、その基礎である小農民構成との関連で把握することによって、その歴史的性格をあきらかにし得るのであるが、ここに表現されている小百姓の内容を検討し、この小農民構成の変化との関連のうちに堤外地分割方法の変化の性格を検討することが、この小論の中心的な課題である。

三 堤外地分割基準変化の内容

(一) 小農民構成の検討

前節において指摘した問題点の吟味のために、ここで当時の小農民構成にふれる多少の史料にもとづいて若干の検討を行おう。

対象とする時期の小農民構成をあきらかにする手がかりとして、元禄一〇年の『上吉羽村検地水帳写』を中心として検討しよう。第六表は、同年の四冊にわかれた検地帳の各冊ごとを個人別に名寄集計したものである（各冊を通じて同一名前がいくつかあるが、それが同一人物かどうかはあきらかにしえないので、全体を通じての名寄集計はでき

第6表 所持面積別階層構成 (寛文10年・元禄10年)

	(1) 寛文10年				(2) 元 禄 10 年											
	本村・信木				本村・信木				小 七		轡 瀬		合 計			
	屋敷持		非屋敷持		屋敷持		非屋敷持		屋敷持	非屋敷持	屋敷持	非屋敷持	屋敷持	非屋敷持	合計	
	本村	信木	敷持	合計	本村	信木	敷持	合計								
3町以上											1	0	1	0	1	
2町以上											1	0	1	0	1	
1.5町以上	1	0	0	1	2	0	0	2	0	0	3	0	5	0	5	
1町以上	5	2	0	7	5	2	0	7	2	0	1	1	10	1	11	
5反以上	2	2	2	6	2	4	1	7	16	2	4	3	26	6	32	
3反以上	3	4	0	7	2	2	1	5	1	0	0	1	5	2	7	
1反以上	0	0	2	2	0	0	2	2	1	2	0	0	1	4	5	
1反未満	0	0	8	8	0	0	8	8	0	7	0	0	0	15	15	
合 計	11	8	12	31	11	8	12	31	20	11	10	5	49	28	77	

- 註 ① 元禄10年分には屋敷地の記載があるが、本表には屋敷地は加えず、田畑面積のみによった。
- ② 寛文10年には屋敷地所持の記載がないが、元禄10年と所持者名、人数が全く同一であるので、元禄10年の屋敷地有無がそのままあてはまるものとして作成した。
- ③ 寛文10年、「上吉羽村検地帳第一冊」
元禄10年、「上吉羽村検地水帳写第一冊」「同第二冊」「同第三冊」より作成。

第7表 屋敷持百姓の所持面積 (元禄10年)

	屋敷持 百姓数	所持面積	1人当り平均 所持面積
本村組 (本村・信木)	19人	17町7反4セ17ブ	9反3セ12ブ
小 七 株	20	14 7 2 8	7 3 18
轡 瀬 株	10	15 0 0 19	15 0 2
合 計	49人	47町4反7セ14ブ	9反6セ26ブ

- 註 ① 第6表(2)と同一史料より作成。

ない)。

この表から、耕地の名請人即ち本百姓に「屋敷」の名請人と「屋敷」を名請所持しない者とがあることを指摘できるが、この「屋敷」とは農民構成における特定の指標としてのそれであり、この「屋敷」の有無による階層構成即ち「屋敷持百姓」と「屋敷持でない百姓」とを見出し得る。もっとも「屋敷」のない二八人中には他村からの入作、他株からの入作がかなりあると考えられるが(前者については延享四年の「村明細帳」によると三人、後者についてはこの検地帳からの「屋敷」のない者のうちの五人が他株の「屋敷持百姓」と同一名前であり、また二株にまたがる同一名前の「屋敷」のない者のべ八人という数字が一例としてある)、このような入作、重複を除いてもかなりの「屋敷持でない百姓」が存在していたのである。なおこのほかに検地帳上に耕地の名請人として記載されない現実の耕作層の存在が想定され得る(延享四年の例は後述、享保六年の『村鑑帳』には地借り二六と記載されている)。

ここで延享四年という時点の小農民構成について、数量的に確定しておこう。同年の村明細帳中の「百姓家数書上」、「御検見御宿諸入目ニ付書上」中の「屋敷数書上」によると、同年の本百姓七二軒、地借百姓二一軒となっているが、「御検見御宿諸入目」即ち村費用の負担の基礎としての屋敷数は五四軒となっており、本百姓七二軒中五四軒が「屋敷持百姓」であり、本百姓中の一八軒は「屋敷持でない百姓」と推定され得る。「屋敷持百姓」はさらに家格の差を表示する名主・本百姓・脇百姓に区別され、それぞれ四・三三・一七となっている(この本百姓は耕地名請人という意味での本百姓とは異なる)。このようにこの時期には、検地帳上の耕地の名請人である本百姓のなかに村費用負担の基礎である「屋敷」を所持する「屋敷持百姓」(それはさらに名主・本百姓・脇百姓にわかれる)と、耕地の名請人でありながら「屋敷」のない「屋敷持でない百姓」、さらに現実の耕作者でありながら検地帳上の耕地の名請人でない地借百姓という階層構成をとっていたのである。この延享四年の時点の階層構成は元禄期にも共通し、

第8表 屋敷数

(元禄10年・延享4年)

	名主	本百姓	脇百姓	合計
本村	1	10	0	軒 11
信木	1	7	0	8
小七	1	8	11	20
轡瀬	1	8	1	10
分地屋敷	0	0	5	5
合計	4	33	17	54

註①「御検見御宿諸入目ニ付書上」より作成。

寛文期にもすでにできあがっていたものと推測され得る。即ち延享四年の「屋敷数書上」は同年の「御検見御宿諸入目」負担の基礎としてあげられたものであるが、それは元禄一〇年の検地時の調査書上をそのまま使用しているのである。延享四年の各株ごとの屋敷数が元禄一〇年の検地帳に記載された各株ごとの「屋敷持百姓」の数と完全に一致することも元来同一の数に依拠していることから来ているのである。なお寛文一〇年と元禄一〇年の本村・信木株の検地帳の記載をみると、その所持者数・所持者名が同一で、その所持面積にも大きな差異のないことは、寛永一四年の『検地帳』の記載が寛文一〇年のそれと結びつきがたいこととあいまって、先ほど述べたような寛文期にその後数量的に確かめ得る小農民構成が、ほぼ確立していたという推測を可能とせしめるのであり、このような基礎のうえに堤外流作場をめぐる一連の動きがあったのである。

第七表から指摘できるのは、本村・新田間の差異の問題である。すでにみて来たようにこの時期の堤外地の分割・所持をめぐる紛争が帳元名主对新田百姓として提起されたことと関連するのである。本村組と新田組、ことに轡瀬株とを比較すると、「屋敷持百姓」の平均所持面積は前者が約九・三反であるに対して、後者には五反未満はなくまた二、三町層という大規模層があり、平均約一町五反とかなり大きくなっている。轡瀬株の所持面積の大きさは「屋敷持でない百姓」にまで及んでおり、その最大層一町四反は、他株での「屋敷持百姓」の最大層にも匹敵する大きさとなっている。

この所持規模の大きい轡瀬株は最も新しく開発された小落集と推定してきたが、したがってこの平均所持面積の大きさは必ずしも他組、

第9表 各株及び上層の耕地構成 (各株分：延享4年，上層者：元禄10年)

	本村組	鬱瀬株	その他共全村	清兵衛帳元名 (本村株)	理右衛門 (本村株)	伊左兵衛 (本村株)	次兵衛 (鬱瀬株)	伊右衛門 (鬱瀬株)
上田	1.9% (628セ0ゾ)	7.4% (974セ8ゾ)	3.3% (1,863セ25ゾ)	3.0% (35セ29ゾ)	2.0% (57セ28ゾ)	3.3% (56セ2ゾ)	7.4% (169セ6ゾ)	1.4% (98セ19ゾ)
中田	13.6	19.7	12.9	15.8	9.4	27.0	27.2	19.1
下田	12.3	22.3	14.4	7.5	18.1	4.6	15.4	27.5
下々田	2.3	0	2.4	0.8	6.5	1.9	—	—
田小計	30.1 (628セ0ゾ)	49.4 (974セ8ゾ)	32.0 (1,863セ25ゾ)	27.1 (35セ29ゾ)	36.0 (57セ28ゾ)	36.8 (56セ2ゾ)	50.0 (169セ6ゾ)	48.0 (98セ19ゾ)
上畑	9.5	18.7	11.8	0.8	0.6	9.2	20.9	10.3
中畑	12.1	16.1	15.5	21.1	16.3	5.0	15.4	29.2
下畑	25.2	11.7	25.3	33.8	16.3	30.5	7.8	10.5
下々畑	18.5	0.5	12.0	12.0	26.6	14.7	0.9	—
畑小計	65.3 (1,358セ11ゾ)	47.0 (928セ4ゾ)	63.6 (3,703セ24ゾ)	67.7 (90セ2ゾ)	59.0 (94セ12ゾ)	59.2 (89セ11ゾ)	45.0 (153セ5ゾ)	50.0 (102セ20ゾ)
屋敷	4.6 (96セ7ゾ)	3.6 (70セ20ゾ)	4.4 (253セ14ゾ)	5.2 (7セ0ゾ)	5.0 (8セ0ゾ)	4.0 (6セ0ゾ)	5.0 (16セ26ゾ)	2.0 (4セ2ゾ)
合計	100.0% (2,082セ18ゾ)	100% (1,973セ2ゾ)	100% (5,821セ3ゾ)	100% (133セ1ゾ)	100% (160セ2ゾ)	100% (151セ13ゾ)	100% (339セ17ゾ)	100% (205セ11ゾ)
石高	167石5斗7升5合 8斗0升4合	185石2斗6升5合 9斗3升9合	489石3斗9升9合 8斗4升1合	—	—	—	—	—
反当	—	—	—	—	—	—	—	—

註 ① 元禄10年「検地帳」，延享4年「御宿諸入目ニ付書上」 「石高書上」より作成。

② 本村組は本村，信木両株。

とくに本村株に比しての経営的優位性を示すものとはいえない。むしろ最も新しく開発されたために地質地味が粗悪であるという低生産力条件のもとで、小農民経営の存続に必要な耕地面積の大きさを示しているともいえるのである。その内容を検討するために第九表を作成した。轡瀬株は水田率の高いのみならず、さらに上位の田畑の割合が大きく、その耕地面積の大きさはその生産力の高さを伴ったものであることを示している。各株上層者の所持耕地の内容をみると、ここでも新田組轡瀬株の上層者は水田率が高く、また上位および中位の田畑の割合が大きく優等地への集中を特徴としているのであり、轡瀬株百姓の平均所持面積の大きさは、生産力の差をむしろひかえめに表現し、現実の経営的差異はさらに大きかったとさえいえるであろう。この轡瀬新田の開発当初の粗悪な耕地条件のゆえに必要なとした耕地面積の大きさは、やがて当初の粗悪な耕地条件の改善、周辺の開田化の進行（第一図にみるように同村の中央部を東西に流れる北側用水からの分水堀は南部に向っており、轡瀬株の周辺が水田地帯となっている）とによる生産力の上昇によって、小農民経営の優位性を、その発展的性格を示すものとなっているといえるであろう。元禄一〇年の検地帳はこのような新田組百姓の急速な上昇発展のあとを推測せしめるのである。

右のような小農民構成を基礎として、このうえに堤外地をめぐる一連の動きがあったのであり、以下このことを念頭において再び堤外地分割・所持の動きを検討し、その性格をあきらかにしたい。

(二) 分割基準変化の内容——結びにかえて

前節において、貞享三年の村規約に規定された堤外地の分割方法が、寛保三年には大きく修正されていることを指摘してきた。即ち、貞享三年の帳元名主家の身分的特権と、小百姓の所持石高という二つの基準にもとづく分割方法が、寛保三年には前者が大きく後退し小百姓の所持石高を唯一の分割基準とする方法へと変化し、小百姓の所持石高にもとづく全村民的分割が実現したであろうことをみてきたのである。この小論は、このような分割方法の変化

を当時の小農民構成との関連で把握することによって、このような分割方法の変化のもつ歴史的性格をあきらかにすることを中心的課題としているのであり、本節前項での小農民構成についての検討をうけて、以下この点の吟味を行いたい。

先に、寛保三年の堤外地分割・所持に参与した者の数は六二人であることをみてきた。記名共同所持地に加わっている者はすべて個人所持地所持者として名を連ねており、個人所持地所持者数の六二人が堤外流作場の分割・所持に参与した数のすべてであった。この六二人という数は検地帳上の所持者を名寄せ集計したものであり、各名前の者をすべて同一人としたことによって得られた数字であって、同一名前・異人物の存在が予想され、したがって実際の人数はやや上まわるとは考えられるもののその点を追求することはできない。ともかく堤外流作場所持者数は第四表の六二人よりやや上まわるであろうことを考慮したうえで、この六二人という数がその所持者数であるとして、この時期の小農民構成との関連で検討することにより、堤外地の分割所持基準の変化の内容・性格を吟味しよう。

堤外地はここで主として検討してきた天領分上吉羽村のみではなく、私領上吉羽村をも含めての村請地共有地であり、したがってこの分割所持に参与している者は天領私領両方の者であり、六二人という数はこの両方の合計である。私領分上吉羽村の堤外地の分割・所持に参与している者の数はあきらかでないが、前掲の貞享三年の文書に閑宿領上吉羽村として署名している者は九人であったので、この人数がその後もあてはまるものとすれば、寛保三年における天領分上吉羽村の堤外流作場の分割・所持に参与した者の数は六二人マイナス九人で、五三人となる。この五三人をこの年の堤外流作場の分割・所持に参与した天領分上吉羽村の者の人数とみなし得るのである。ここで得られた人数を先の延享四年の時点における小農民の階層構成と結びつけると、この五三人という数は、「御検見御宿諸入目」負担の基礎である「屋敷」軒数五四ときわめて近似した数字であり、さらに「屋敷」軒数は検地帳上の「屋敷」名

請人と基本的に一致するということから、五三人という数は本百姓中の一部である「屋敷持百姓」の数にほぼ一致する数字であろうと推定できるのである。「屋敷」数と流作場所持者数との間に僅少とはいえない差があり、両者は完成に一致するとはいえないが、なお以上の如き推測が正しいとすると、ここで堤外流作場の分割・所持に参与しえた者は小百姓一般ではなく、その一部である「屋敷持百姓」のみであったということができるのである。

即ち、元文六年の一件の際にきわめて顕著に表現され、それを経た寛保三年にはほぼその実現をみたと思われる堤外地分割に関する小百姓の要求―帳元名主の身分的特権にもとづく所持分を否定し、所持石高を唯一の基準とする堤外地の分割の要求は、実は「屋敷持百姓」の所持石高を基準とする分割・所持の要求であったといえるのである。村費用の負担の基礎である「屋敷」を所持しない層は、たとえ検地帳上に耕地の名請人として記載されている本百姓であっても、また例えば嚮瀬株の一町四反層という大きな規模層に予想される上昇・発展にもかかわらず、なお堤外地の分割・所持へ参与しえなかったものと思われる。約二〇・四%を占める組持・株持地の存在を併せ考えると、この堤外地が村落の本来の構成員である「屋敷持百姓」による村落共同体的所有関係のもとにおかれていたと結論し得るであろう。そしてこの基礎となった「屋敷名請」を近世農民構成のいかなる指標として把握されるべきかということ自体が問われるべき問題点であるが、「屋敷持百姓」の広汎な増加を他のいくつかの事態とともに関東地方における近世的小農民体制確立の指標とする見解^(四)に従うならば、この村における以上の経過は、寛文・元禄期における近世的農村構成の成立後なお堤外地に存続していた前時代的な帳元名家の身分的特権をここに基本的に否定し、近世的秩序が全面的に貫徹したことを示しているといえるであろう。そしてそれがおかれて開発され、したがって一段と低い扱いをうけていた新田組百姓によって、その生産力的発展を基礎としての発言権の増大を背景に、新旧両村小百姓間の矛盾の解決という副次的問題の解決をからめて提起され、かつ基本的にその解決をみたということに大きな意味を

第10表 年貢米永の変遷

		年 貢 米	年 貢 永
元 禄	12	61石6斗1升9合	32貫 583文
	15	68 6 6 7	40 30
宝 永	2	69 0 0 4	45 155
	6	62 1 5 4	45 265
享 保	1	66 5 6 9	54 885
	4	63 7 5 0	45 256
	7	64 4 4 4	50 958
	9—11	66 7 1 6	48 583
	12—16	75 2 4 4	54 971
	17	73 8 3 0	54 768
享保18～元文2	2	73 8 3 0	54 969
元文3～寛保2	2	70 8 3 0	54 969
寛 保	3	78 5 4 5	54 969
延 享	1	85 1 8 6	54 969
	2	85 1 5 6	54 969
	3	92 9 6 7	54 969
延享4～宝暦3	3	93 8 0 1	54 969

各年度「年貢割付」による。

もつものであるといえるであろう。
 このように、この一連の事態は堤外地において存続した前時代の基準がここに大きく後退し、近世的基準が基本的につらぬかれたことを示し、いわば近世的秩序の全面的貫徹を表現するものであると結論し得るのである。

なお若干つけ加えるならば、これは同時にこの時期以後にみられる近世的秩序の急速な変貌の起点としての位置づけを与えることができるといえるであろう。すなわち第四表にみたようにその後の堤外流作場は少数者の手中に集中されていったのであるが、この時期になるとこの堤外流作場の分割・所持がいまや経済的関係の反映・表現にすぎないものとなり、それが共同体の本来的構成員であることの表現ともいえる寛保三年とは質的に異なったものとなっているといえるのである。

このような堤外流作場における土地所有の形態・性格の変化は、いうまでもなく小農民構成における大きな変貌を条件としているのであり、そこには最大一町四反にも及ぶ「屋敷持百姓」をも含めての小農民の上昇・発展に条件づけられた大きな変貌が想定され得るのである。このように「屋敷持でない百姓」をも含めての小農民の発展の事態を領主側が改めて掌握しなすとき、村落構成の変化が具体化・表面化するものと考えられるのである。第一〇表は年貢米永の収奪の動きを示すものであるが、延享に入って年貢米は従来の七〇石前後が一举に九〇余石となっている。こ

村は延享三年に幕府直轄領から旗本小堀土佐守知行所となり、これを機に年貢米の増加がみられたが、これはそれまでにみられた生産力の発展の成果をある意味では正当に掌握しなおしたともいえるのであり、このような領主側の収奪の強化を直接的な契機として、小農民構成・村落構造の変貌が具体化し、堤外流作場における土地所有の形態・性格も村落構造そのものの変化によって、異なったものとならざるを得なかったといえるであろう。

註 (一) 金井円・逆井孝仁・奈良本辰也「近世史研究解説」(岩波講座『日本歴史第十三巻近世五』昭和三九年)二九三頁。

(二) 例えば脇田修「元禄期の農村」(岩波講座『日本歴史第十一巻近世三』昭和三八年)一〇三頁における指摘。

(三) 栗原良輔『利根川治水考』一六頁、一〇八頁。

(四) 例えば藤野保氏は『幕藩体制史の研究』(昭和三六年吉川弘文館)において、木村礎氏等の研究成果・『封建村落その成立から解体へ』(昭和三三年文雅堂)にもとづき、関東地方における近世村落の完成を寛文、延宝期としているが、その指標として貫文制の廃止と石高制の採用、分村による村高の確定とともに、検地帳名請人の増加と屋敷地名請人の増加を内容とする小農民の自立に求めている。

(日本農業経済学会一九六六年度大会個別研究報告「近世期一関東農村における流作場所持についての一考察―貞享・寛保間の変化をめぐって―」補正・改題)

〔追記〕 この小論で利用した上吉羽村史料はすべて石塚義英氏所蔵文書であり、ながいあいだ史料の利用にあたって便宜をお図りくださった同氏に謝意を表する次第です。